

# 一般社団法人 日本俳句協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本俳句協会と称し、英文では、**Japan Haiku Association (JHA)** と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を次の所在地に置く。

栃木県宇都宮市中央3丁目4番7号 ポレスター宇都宮中央901

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、俳句の原点である松尾芭蕉による俳諧精神に立ちかえって、既存の現代俳句を見直し、「切れ」という詩的創造性の復興と、それによる現代俳句の発展と国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 近世の俳諧精神、特に松尾芭蕉の詩的芸術性に関する研究事業
- (2) 近代俳句の反省的な検証作業
- (3) (1)に基づく、新しい現代俳句の在り方に関する研究事業
- (4) 俳句の国際的な在り方に関する研究と交流事業
- (5) 日本俳句協会の活動に関する機関誌及び図書等の発行
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 会 員

#### (会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した大学院生以下、（ただし満24歳以下）の個人
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

#### (入会)

第6条 前条における各会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会要項に基づき申し込み、理事会の承認があったときに各会員となる。

#### (入会金及び会費)

第7条 正会員、学生会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、出席社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し、理事会で受理されたとき。
- (2) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (5) 除名されたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 常任理事及び監事の選任又は解任
- (2) 常任理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地、Web会議、あるいは理事会で指定された場所において開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、理事長が当たる。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 常任理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(代理)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第 21 条 常任理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 常任理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した常任理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第 23 条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 常任理事（一般法人法上の理事とする） 3 名以上

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 常任理事のうち、1 名を理事長とし、2 名を副理事長とする。

3 この法人の理事長を一般法人の代表理事とする。

4 この他、理事会の議決により、会長、副会長、理事（非常勤）及び名誉会員を置くことができる。

(役員を選任)

第 25 条 常任理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって常任理事の中から選定する。

- 3 監事は、この法人の常任理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各常任理事について、当該常任理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらに準ずる者と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、常任理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 26 条 常任理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事（非常勤）は、理事会において別に定めるところにより、この法人あるいは理事会に意見を述べ助言することができる。

（監事の職務及び権限）

第 27 条 監事は、常任理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、常任理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 28 条 常任理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された常任理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員解任）

第 29 条 常任理事及び監事は、下記の(1)(2)(3)に際して、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 役員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 30 条 常任理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 常任理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問)

第 31 条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第 32 条 常任理事は、次に掲げる取引に関して、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその常任理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした常任理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 33 条 この法人は、常任理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての常任理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 常任理事の職務の執行の監督
- (3) 常任理事長及び理事（非常勤）の選定及び解職
- (4) 名誉会長、会長、副会長、及び名誉会員の選任及び解任
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を常任理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 常任理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第 36 条 通常理事会は、毎年定期に、年 2 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の常任理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした常任理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第 100 条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 37 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の常任理事がこれに代わるものとする。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する常任理事は、議決に加わることができない。

3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたとき、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第 40 条 常任理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる常任理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した常任理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 42 条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第43条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第44条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第45条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第46条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第47条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第49条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 50 条 この法人は、一般法人法第 148 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

## 第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 52 条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。この変更もまた同様とする。

(事業報告及び決算)

第 53 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議決を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 常任理事及び監事の名簿

(余剰金)

第 54 条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共

団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第56条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法にて行う。

### 第13章 附 則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要事項は、理事会の決定により、理事長が別に定める。

個人情報保護のため以下省略

令和5年4月11日

一般社団法人 日本俳句協会